

長野市水道事業経営変更認可申請書作成業務委託 仕様書

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、長野市水道事業経営変更認可申請書作成業務委託(以下「業務」という。)に適用する。本業務は本仕様書に従い遂行しなければならない。

2 業務の目的

変更認可の要件である「取水地点の変更」、「水源種別の変更」及び「給水区域の拡張」による長野市水道事業経営の変更認可申請書を作成することを目的とする。

受注者は、既認可(平成29年3月28日)及び関係資料等の内容及び経過を十分に把握し、本業務での人口及び水需要等の推計並びに施設規模の検討を行い、水道法に定める変更認可申請書の作成を行うものとする。

3 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり水道法、同法施行令、同法施行規則など、関連する法令・規準等を遵守しなければならない。

4 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

5 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

6 提出図書

受注者は、業務の着手及び完了にあたって契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出し、承認を受けるものとする。

- イ) 着手届
- ロ) 工程表
- ハ) 管理・照査技術員届
- ニ) 完了届
- ホ) 請求書
- ヘ) 納品書
- ト) その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度書面をもって承認を受けるものとする。

7 管理技術者及び照査技術者

管理技術者は、技術士(上下水道部門 上水道及び工業用水道)の資格を有する者とする。管理技術者は技術上の管理を行うと共に、本業務に関する一切の事項を円滑かつ迅速に処理できる者であり、業務において十分な経験と能力を有する者があたらなければならない。

また、業務の節目ごとに遺漏無き照査を実施するため、照査技術者を配置しなければならない。照査技術者は、技術士(総合技術監理部門 上下水道—上水道及び工業用水道)の資格を有する者とする。管理技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

8 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了時に当市の成果品の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の不備が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

9 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、認可指令書の受理をもって業務の完了とする。

10 疑義の解決

本仕様書及びその他業務の内容に疑義が生じた場合、すみやかに監督員と協議し、業務の円滑なる進行を図るものとする。

11 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

第2章 業務内容

1 設計協議

業務着手時、中間報告時等、業務の区切りにおいて、必要に応じ協議する。

- 業務着手時（業務内容の確認及び貸与資料等の確認）
- 中間打合せ（中間作業の確認及び問題点の協議等）
- 成果品納入時（成果品の総合的な説明及び成果品納入）

2 現況把握

(1) 現況の把握

- 現況施設及び予定地点に関する現地調査
- 自然的条件の把握として、地形・地質・気象・水資源等の既存資料の整理
- 社会的条件の把握として、人口及び土地利用・産業構造等の既存資料の整理
- 関連する他計画の把握として、水資源に関する計画、長野市の振興計画及び大規模開発計画等の水道事業以外の分野で作成された構想や計画の整理
- 長野市全体の水道整備状況及び普及状況の資料収集と把握
- 長野市水道事業の沿革資料及び水需要実績推移等の資料収集による水需要特性の把握
- 長野市水道事業の既往の構想や計画の把握
- 事業経営資料の収集・事業経営状況の把握
- 既存水源の形態・水利権・取水実績資料・事故記録等の収集による水源に関する特性の把握
- 原水及び浄水の水質試験資料・既存浄水方法に係る資料等の収集による水質と浄水特性の把握
- 水道施設の整備状況及び既存施設の位置・規模・構造等に関する資料収集による水道施設整備状況の把握
- 需要の分布と管網形態等に関する資料の収集による送配水特性の把握

(2) 水需要予測

将来見通しを得るため15～20年程度先までの水需要予測を行う。なお、予測手法は既存の水利権申請書や認可申請書を考慮して設定するものとする。

3 認可設計

(1) 基本事項の決定

- 目標年度における計画給水区域の設定
- 目標年度までの行政区域内人口、給水人口、給水量の設定
- 目標年度までの水需要に応じた水源の設定

(2) 浄水方法の決定

- 水源水質等のデータを基にした浄水方法の設定（今回の申請では浄水処理方法の変更は想定していない）
- 目標年度までの水需要に応じた水源の設定

(3) 施設計画

- 取水地点の設定
- 各施設の規模・配置等の容量計算等に基づく概略検討
- 送・配水区域の設定

(4) 水理・構造計算

- 節点データ（需要配分）及び管路データの作成
- 管網計算（常時・火災時）により、導・送・配水管の管種・口径を確認・決定
- 主要施設についての水理計算、容量計算
- 主要施設についての構造計算

(5) 設計図作成

- 行政区域図及び給水区域図の作成
- 取水場、浄水場等の一般平面図、主要な構造物の構造図等の整理・作成
- 導水・送水・配水管の平面・縦断面図及び管網図等の作成

(6) 概算事業費の算出

- 施設別の工事費及び全体工事費の算出
- 年度別事業費及び財源の設定

(7) 財政計画

- 借入金の償還計画、減価償却費の算出
- 維持管理費の算出
- 水道料金の設定及び経常収支の算出

(8) 申請書類の作成

上記までの内容をとりまとめ、水道法に基づく変更認可申請書類を作成する。

(9) 水道台帳の作成

厚生労働省通達に基づき水道台帳を作成する。

4 照査

受注者は、業務を履行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに照査を実施し、申請書類等に誤りがないように努めること。

第3章 成果品

1 提出図書

提出成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----|
| ① 変更認可申請書（図面等を含む） | 5部 |
| ② 水道台帳 | 5部 |
| ③ 変更認可概要書（A4版、A3版） | 5部 |
| ④ 電子データ（CD-R等） | 2枚 |
| ⑤ 打合せ協議録及びその他参考資料 | 一式 |